

船橋市自動払込み収納事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ゆうちょ銀行の振替による収納（以下「自動払込み収納」という）事務に関し必要な事項を定める。

(準用)

第2条 船橋市口座振替収納事務取扱規則（昭和53年船橋市規則第40号。以下、「規則」という。）及び船橋市口座振替収納事務取扱規程（昭和53年船橋市訓令第4号）は、自動払込み収納事務に、規則第2条を除きこれを準用する。この場合において、「金融機関」とあるのは「ゆうちょ銀行」と、「口座振替」とあるのは「自動払込み」と読み替えるものとする。

(市税等の種類)

第3条 自動払込み収納で納付することができる市税等の種類は、ゆうちょ銀行との協定で定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月28日から施行する。